

# I 計画の目的と位置づけ

平成18年6月に策定された「住生活基本法」は、これまでの公的住宅の建設戸数（フロー）を重視する計画体系から、国民の豊かな住生活を実現するためのストック重視型の施策体系に移行するもので、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本法制として定められました。この中では、地方公共団体の責務に加え、事業者・居住者の責務が位置づけられるとともに、国及び地方公共団体が住生活の安定・向上の促進のために講じるべき基本的施策が示されています。

奈良県では、「住生活基本法」及び「住生活基本計画（全国計画）」を踏まえつつ、住宅・住環境政策の最上位計画として「奈良県住生活基本計画」を策定し、施策を展開してきました。令和3年3月に、国の「住生活基本計画（全国計画）」について5年ごとの見直しが行われたことに伴い、令和4年2月に「奈良県住生活基本計画」についても見直しを行いました。

今般、新たに「賃貸住宅供給促進計画」「マンション管理適正化計画」といった住宅を対象とする複数の関連計画の策定等が求められ、住生活に関連する計画が多数定められることから、計画内容を県民・市町村・関連業界団体等に対して整合性を持って明瞭に発信できるよう、これらの計画等を新たな「奈良県住生活ビジョン（奈良県住生活基本計画）」（以下、「本計画」という。）として一本化して策定しました。

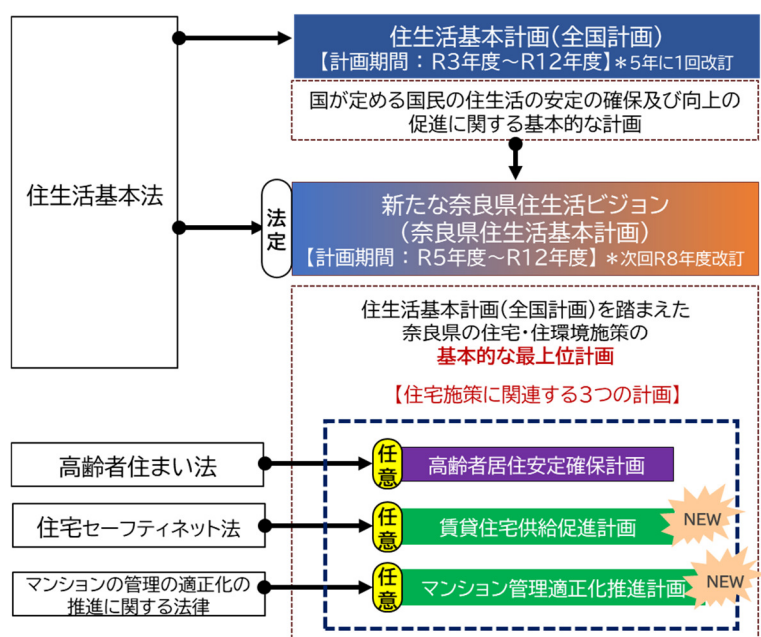
## 1 計画の目的

本計画は、人口減少社会の到来及び少子高齢化の進展等、社会情勢の変化に併せて、県民を取り巻く環境が変化していく中で、奈良県民の暮らしの基盤である住まいと住まいを取り巻く住環境（以下、「住まいまちづくり」という。）を一体的に捉え、豊かな「住まいまちづくり」を実現するための基本的な目標を定め、「住まいまちづくり」に係る施策を実施する県民、民間事業者、行政等の様々な主体が共有する基本的な方針を示すことを目的とします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法に基づく「住生活基本計画（全国計画）」に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、それを推進していくための本県の住宅・住環境政策の基本的な最上位計画として策定するものです。

また、関連計画として、「高齢者居住安定確保計画」、「賃貸住宅供給促進計画」、「マンション管理適正化計画」を包括した計画です。



### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度～令和12年度の8ヵ年とし、概ね5年ごとに見直しを行います。基本目標等は、概ね10年～15年後の将来を展望して設定しています。